

お問い合わせはこちらまで

地上デジタル放送、音声告知端末に関する問い合わせ

猿払村役場 総務課

〒098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1

82-3131 [村内無料電話]

2-3131 [一般有料電話]

インターネットサービス「フレッツ光」に関するお問い合わせ

NTT東日本

0120-116116 [フリーダイヤル]

営業時間：午前9時から午後9時まで 年中無休（年末年始を除く）

インターネット▶ <http://flets.com>

猿払光ネットワークの利用にあたって

利用にあたっての注意事項

- ・超高速ブロードバンドサービスを利用する場合は、別途通信事業者との契約が必要です。
- ・村内無料電話をかけても、つながらない場合は一般回線の電話番号をご利用ください。
- ・告知端末機と接続しても、無料電話をご利用いただけない電話機もあります。
- ・利用者は設備等に異常を発見したときは、ただちに村に届け出てください。
- ・住宅を新築、改築する場合は、ケーブルの新設、移設を要することがある場合がありますので、お早めに村にご相談頂きますようお願いいたします。
- ・利用者の過失により機器が故障した場合には、その修理代金を請求させて頂く場合があります。
- ・利用者の都合により、設備等の移転等を行う場合は、それに要する経費は原則利用者が負担するものとします。
- ・設備等の稼働に伴い発生する電気料金等の経費は利用者の負担とします。

転入・転居・転出される方は

転入したときは・・・

光ネットワーク申請書を提出することによりサービスを受けることができます。

転居したときは・・・

利用変更届か移転申請書を提出する必要があります。

転出したときは・・・

利用中止申出書を届け出る必要があります。